

産業廃棄物の取扱いについて

- I 廃棄物とは
- II 産業廃棄物の処理
- III 必要な報告・届出等
- IV 産業廃棄物の処理業・処理施設設置の許可
- V 焼却禁止・投棄禁止・措置命令
- VI 産業廃棄物処理業の許可の取り消し等
- VII 罰 則



根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（目的）

第1条 この法律は廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、**生活環境の保全及び公衆衛生の向上**を図ることを目的とする。



I 廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称「廃棄物処理法」以下「法」という。）では、廃棄物をどのように規定しているか？ → どのようなものを廃棄物として法の対象としているか？



廃棄物とは (その1)

- 廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、ごみなどの不要物や自分で利用したり他人に有償で売却できないため**不要になった固形状又は液状のもの**
- 廃棄物は、その発生形態や性状の違いから「**一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」の二つに大別
- 産業廃棄物とは、廃棄物処理法に定められた **20 種類**の廃棄物
一般的には、会社や工場などの**事業活動**に伴って発生した廃棄物
- 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物
一般廃棄物の処理は、原則として市町村が行う
なお、事業活動に伴って発生した廃棄物であっても、産業廃棄物に該当しないものは、一般廃棄物



廃棄物とは (その2)

20種類の産業廃棄物 (1～5)

1 安定型産業廃棄物

N O	種 類	具体例
1	廃プラスチック類	合成樹脂、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）等
2	ゴムくず	天然ゴムくず
3	金属くず	鉄くず、空き缶、スクラップ、金属の研磨・切削くず等
4	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず、耐火レンガくず等
5	がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片その他これに類するもの、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片等



廃棄物とは (その3)

ただし、安定型産業廃棄物のうち、次のものは**安定型最終処分場に埋め立て不可**

- ① 廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているもの）
- ② 廃ブラウン管（側面部に限る）
- ③ 鉛蓄電池の電極で不要なもの
- ④ 鉛製の管又は板で不要なもの
- ⑤ 廃石こうボード
- ⑥ 廃容器包装（有害物質又は有機性の物質が混入・付着したもの）



廃棄物とは（その４）

２０種類の産業廃棄物

２ その他の産業廃棄物（６～９）

N o	種 類	具体例
6	紙くず	建設業に係る紙くずのうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、パルプ・紙・紙加工製品、出版、製本業等からのもの
7	木くず	建設業に係る木くずのうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、木材製造業等からのもの、貨物の流通のために使用したパレット等
8	繊維くず	建設業に係る繊維くずのうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、繊維工業（衣服等製造業を除く。）からのもの
9	動植物性残さ	食料品、飲料・たばこ・飼料（たばこ製造業を除く。）、医薬品・香料製造業で原料として使用した固形状のもの



廃棄物とは (その5)

20種類の産業廃棄物

2 その他の産業廃棄物 (10～20)

N o	種 類	具体例
10	動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場で発生する家畜の骨等
11	鋳さい	高炉等の残さい（スラグ）、ノロ、不良鋳石、鋳物廃砂等
12	動物のふん尿	畜産農業からのもの
13	動物の死体	畜産農業からのもの
14	ばいじん	集じん施設によって捕捉されたもの
15	燃え殻	焼却灰、石炭がら等
16	汚泥	工場廃水処理、製造工程等からの泥状のもの、建設基礎汚泥
17	廃油	鋳物性油、植物性油、廃溶剤等
18	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類等の酸性溶液
19	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属サッポウ液等のアルカリ性廃液



廃棄物とは（その6）

処理基準等に独自の取扱いの規定がある産業廃棄物

- 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）

- 水銀使用製品産業廃棄物

水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるもの

- 水銀含有ばいじん等

水銀又はその化合物に汚染された廃棄物のうち、ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで水銀又はその化合物が一定以上含有するもの。（特別管理産業廃棄物に該当しない産業廃棄物に限る。）



廃棄物とは (その7)

【特別管理産業廃棄物】

産業廃棄物のうち、**爆発性**、**毒性**、**感染性**その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する次に掲げるものを「特別管理産業廃棄物」として区分し、普通の産業廃棄物とは処理基準が別に定められている。

- 揮発油類、灯油類及び軽油類等の廃油（**引火点 70℃未満**のもの）
- 廃酸、廃アルカリ（**pH 2.0 以下、pH 12.5 以上**のもの）
- 感染性産業廃棄物（医療機関等から排出され、感染症を生じさせるおそれのあるもの）
- 特定有害産業廃棄物（廃PCB、廃石綿等、廃水銀等、重金属等の有害物質を含む産業廃棄物）



Ⅱ 産業廃棄物の処理

- 1 排出事業者の処理責任
- 2 排出事業者の保管
- 3 事業者が自ら処理する場合
- 4 報告徴収、立入検査、改善命令
- 5 業者に委託して処理する場合
- 6 書面による契約
- 7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付
- 8 帳簿の記載
- 9 処理状況に関する確認
- 10 処理困難通知
- 11 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理



Ⅱ 産業廃棄物の処理

1 排出事業者の処理責任（その１）

- 排出事業者は、その産業廃棄物を**自らの責任**において適正に処理しなければならない（法第3条第1項、法第11条第1項）
ただし、自ら処理することができない場合は、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に**委託して処理することができる**（法第12条第5項、法第12条の2第5項）

この場合、排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、処理状況の確認を行うとともに、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために**必要な措置を講じる**よう努めなければならない（法第12条第7項、法第12条の2第7項） ⇒ **排出事業者処理責任の原則**



排出事業者の処理責任（その2）

- 土木建築工事は、複数の下請業者が実際の工事を行うことが多く、廃棄物の処理責任が不明確になりがち
このため、**元請業者が排出事業者**と規定
下請業者が廃棄物の収集運搬を行う場合には、**産業廃棄物収集運搬業の許可が必要**（法第21条の3）
- ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（略称「PCB 特措法」）第11条の規定により、**譲渡し及び譲受けが原則禁止**
事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者が自らの責任において確実に適正にPCB廃棄物を処理



排出事業者の処理責任（その3）

【その他の排出事業者の責務】

- 石綿が使用されている可能性がある建築物の解体工事を行おうとするときは、建築物の所有者（あるいは解体工事の施工者）は、建築物の解体前に石綿が使用されているか否かの**事前調査を行い、処理業者に伝達**
- 多量に産業廃棄物を排出する事業者（前年度の産業廃棄物発生量が**1,000 t 以上**、特別管理産業廃棄物発生量が**50 t 以上**の場合など）は、廃棄物の社内管理体制や減量化への取組等を記載した総合的な**処理計画を策定し、知事に提出**（法第12条第9項、法第12条の2第10項、埼玉県生活環境保全条例第20条）



2 排出事業者の保管

排出事業者の産業廃棄物保管基準（法施行規則第8条）

【主な産業廃棄物保管基準】

- (1) 周囲に**囲い**を設けること
- (2) **掲示板**を設けること
(右に掲示板の例。大きさは、縦横それぞれ**60cm以上**、「最大保管高さ」は屋外で容器を用いずに保管する場合に掲示)
- (3) 産業廃棄物が**飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発生しない**ようにすること
- (4) **保管の高さ**を守ること
- (5) **ねずみ・蚊・はえ等**が発生させないこと

- ▶ ※ 産業廃棄物を発生場所から、車両等を用いて自社敷地内など他の場所に運び込んで保管する場合は、産業廃棄物保管基準ではなく産業廃棄物処理基準が適用

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
管理者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇市△△町1-2 株式会社●●工業電話
最大保管量の高さ	1.5 m
最大保管量	20 m ³



3 事業者が自ら処理する場合

産業廃棄物処理基準（法施行令第6条）には、**収集運搬に関する基準**と**処分に関する基準**がある

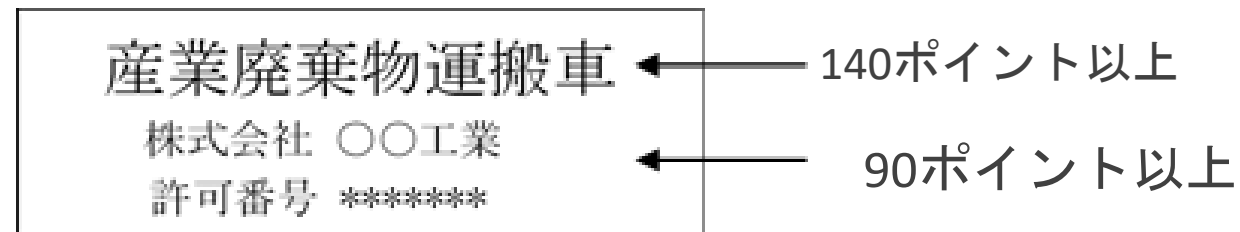
【主な収集運搬に関する基準】（法施行令第6条第1項第1号）（その1）

- （1）産業廃棄物が**飛散、流出しない**ようにすること。
- （2）悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
- （3）運搬車の**両側面**に「氏名又は名称」及び「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」の**表示**をすること。

※ 運搬車とは主に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する運行の用に供される自動車を指し、鉄道車両や道路以外の場所のみで使用されるものは含まれない

※ 表示は、車体の外側の両側面に鮮明にかつ見やすいように（法施行規則第7条の2の2第1項、第3項）

例)



※ 産業廃棄物収集運搬業許可を有する場合、許可番号も表示



【主な収集運搬に関する基準】（法施行令第6条第1項第1号）（その2）

（4） **運搬車に書面を備えること。**

※書面に記載する事項は以下 ①～④のとおり（必要事項が記載された伝票等で可）

（法施行規則第7条の2の2第4項に準用する法施行規則第7条の2第3項）

- ① 氏名又は名称及び住所
- ② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ③ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ④ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先



【主な収集運搬に関する基準】（法施行令第6条第1項第1号）（その3）

（5）産業廃棄物の積替えや保管を行う場合は

① 周囲に囲いを設けること

② 掲示板を設けること

（積替え保管場所の掲示板の例は、排出事業者の保管基準の例を参照）

③ 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発生しないようにすること

④ ねずみ・蚊・はえ等を発生させないこと

⑤ 法令に定められた保管の高さ、**保管量（1日あたりの平均的な搬出量×7）を超えないこと**



【主な処分に関する基準】（法施行令第6条第1項第2号）

- （１） 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること
- （２） 悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにすること
- （３） 産業廃棄物の保管を行う場合は
 - ① 周囲に囲いを設けること
 - ② 掲示板を設けること
 - ③ 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発生しないようにすること
 - ④ ねずみ・蚊・はえ等を発生させないこと
 - ⑤ 法令で定められた保管の高さ、**保管量（処理施設の1日あたりの処理能力×14）を超えないこと**

※ 許可を受けた処理業者が処理する場合

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理基準に従い、処理しなければならない。（法第14条第12項）
同様に、特別管理産業廃棄物処理業者は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い、処理しなければならない。（法第14条の4第17項）



【特別管理産業廃棄物に係る主な収集運搬に関する基準】

(法施行令第6条の5第1項第1号)

産業廃棄物処理基準と異なる主な基準 (その1)

(1) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、**他の物と区分**して収集・運搬しなければならない

ただし、**次の場合は区分しないで収集・運搬可**

① **感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物**とが混合している場合であって当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

② 特別管理産業廃棄物である**廃水銀等**と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

(2) 収集又は運搬に係る**特別管理産業廃棄物の種類**、当該特別管理産業廃棄物を**取り扱う際に注意すべき事項**を文書に記載し、及び当該文書を携帯（特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合を除く）すること

(3) 感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物若しくはPCB処理物又は廃水銀等の収集又は運搬を行う場合には、必ず**運搬容器に収納**して収集し、又は運搬すること



産業廃棄物処理基準と異なる主な基準 (その2)

(4) 感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物若しくはPCB処理物又は廃水銀等を収納する**運搬容器は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造**を有するものであること

(5) 運搬車の車体の外側に特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと



【特別管理産業廃棄物に係る主な処分に関する基準】

(法施行令第6条の5第1項第2号)

産業廃棄物処理基準と異なる主な基準 (その1)

(1) **廃油** (引火点 70℃未満のもの) の処分又は再生は、当該廃油による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする次の方法で行うこと

① **焼却設備** を用いて焼却する方法

② (略)

(2) **廃酸** (pH2.0 以下であるもの) 又は**廃アルカリ** (pH12.5 以上であるもの) の処分又は再生は、これらの廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれをなくする次の方法で行うこと

① **中和設備** を用いて中和する方法

② **焼却設備** を用いて焼却する方法

③ (略)



産業廃棄物処理基準と異なる主な基準 (その2)

(3) **感染性産業廃棄物**の処分又は再生は、当該感染性産業廃棄物の感染性を失わせる次

の方法で行うこと

- ① **焼却設備**を用いて焼却する方法
- ② **溶融設備**を用いて溶融する方法
- ③～⑤ (略)

(4) **廃PCB等**の処分又は再生は焼却することにより、又はPCBを分解する方法として、次の方法で行うこと

- ① **脱塩素化分解方式**の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりPCBを分解する方法
- ② **水熱酸化分解方式**の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法
- ③～⑥ (略)



4 報告徴収、立入検査、改善命令

【報告徴収】

都道府県知事等は、排出事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者等に対し、廃棄物の保管、収集・運搬若しくは処分又は施設の構造若しくは維持管理等に関し、**必要な報告を求める**ことができる。（法第18条）

- ・ **廃棄物である疑いのある物についても**、同様に報告を求めることができる
- ・ 求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は**罰則の対象(30万円以下の罰金)**

【立入検査】

都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、処理業者等の事業場、事務所、車両等、産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは都道府県知事等の確認を受けて廃止された最終処分場に係る埋立地等の土地に**立ち入りさせる**ことができる。（法第19条）



【改善命令】

都道府県知事等は、排出事業者又は処理業者等により保管基準又は処理基準に適合しない処理が行われた場合、期限を定めて、産業廃棄物の保管、収集・運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる（法第19条の3）

- ・ 改善命令は、産業廃棄物処理基準の適正な処理の実施を確保するために命じるもの
- ・ 処理業者はもとより排出事業者も対象となっている点に注意が必要
- ・ 改善命令に違反した場合には罰則の対象（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらを併科）



5 業者に委託して処理する場合 (その1)

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託して処理する場合は、法令で定められた産業廃棄物委託基準に従って、委託しなければならない。(法第12条第5項、第6項)

■ 【産業廃棄物委託基準】

排出事業者は産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写しの提出を求め、次の内容(★)を確認し、収集運搬業者と処分業者のそれぞれについて、
(収集運搬に関しては、排出事業者 ↔ 収集運搬業者、処分に関しては、排出事業者 ↔ 処分業者の2者間で) 書面による契約を取り交わして委託

★ 許可証の確認事項

- (1) 収集運搬・処分の区分 (2) 処理施設的能力
- (3) 他の都道府県及び政令で指定する市(※)で廃棄物を処分する場合は、当該都道府県知事又は市長の許可

※ 政令で指定する市(埼玉県では、さいたま市、川越市、川口市及び越谷市)の区域を超えての収集運搬業については、市の属する都道府県の許可があれば可

- (4) 産業廃棄物の種類 (5) 許可の条件及び期限



業者に委託して処理する場合 (その2)

- 委託した産業廃棄物に対して、不法投棄等の不適正処理が行われ、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合、**排出事業者**がその支障の除去又は支障発生の防止のために**必要な措置をとるよう命ぜられる**ことも
(法第19条の5、法第19条の6)
- 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合には、委託しようとする業者に対し、**あらかじめ**、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、荷姿、取り扱う際の注意事項を**通知**
(法施行令第6条の6第1項第1号)



6 書面による契約 (その1)

産業廃棄物の**処理委託契約は、書面**により行わなければならない

- 委託契約書には、必要な事項（★）が含まれていなければならない。さらに、**許可証の写しの添付が必要**（法施行令第6条の2第4号）

※ 委託契約書及び許可証の写しは、契約終了の日から**5年間の保存義務**

★ 必要な事項

- （1） 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- （2） 産業廃棄物の運搬を委託する場合は、
 - ① 運搬の最終目的地の所在地
 - ② 積替え保管を行う場合は、その所在地、保管できる産業廃棄物の種類及び保管量の上限（1日当たりの平均搬出量の7日分）
 - ③ 安定型産業廃棄物を積み替え保管する場合は、他の廃棄物と混合することの許否



書面による契約 (その2)

(3) 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合は、

- ① 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法、施設の処理能力
- ② 許可を受けて輸入された廃棄物であるときはその旨
- ③ 最終処分場所在地、最終処分方法、施設の処理能力

(4) 委託契約の有効期間

(5) 委託者が受託者に支払う料金

(6) 産業廃棄物処理業許可に係る**事業の範囲**

(7) 適正処理に必要な情報（廃棄物の性状及び荷姿、腐敗、揮発等の性状の変化、他の

廃棄物との混合により生ずる支障、日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークの表示、石綿含有産業廃棄物の有無、水銀使用製品産業廃棄物の有無、水銀含有ばいじん等の有無、その他注意事項）

(8) 委託契約の有効期間中に、(7) の情報に変更があった場合の情報の伝達方法

(9) 委託業務終了時の受託者からの報告

(10) 委託契約解除の場合の未処理廃棄物の取扱い



7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付（その1）

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付**し、マニフェストによって**最終処分まで確認**しなければならない（法第12条の3）

【マニフェスト運用上の留意事項】

（1）排出事業者は、マニフェストの交付により、産業廃棄物の流れを把握し、廃棄物が適正

に処分されたことを確認し、産業廃棄物の不法投棄や事故の防止を図る義務

（2）マニフェストには、**紙マニフェスト**（各都道府県産業廃棄物協会等で販売）と**電子マニフェスト**（パソコンによるオンラインシステム。情報処理センターに加入が必要。）があり、

電子マニフェストの普及を促進

（3）排出事業者、収集運搬業者、処分業者が、正しくマニフェストを運用することが重要で、法令を**遵守していないと認められる場合は、行政処分の対象**



産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付（その2）

【マニフェスト運用上の留意事項】

（４） 排出事業者は、次（①～③）の事項に該当するときは、速やかに委託した産業廃棄物の

処理状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じ、報告期限までに知事あて報告の義務あり

（法第12条の3第8項、法施行規則第8条の29）

① 90日以内（特別管理産業廃棄物については60日以内）に運搬や処分の終了を表すマニフェストが送られてこない場合（但し、最終処分は180日）

（報告期限：規定する期間が経過した日から30日以内）

② マニフェストに法定事項が記載されていない場合

（報告期限：マニフェストの送付を受けた日から30日以内）

③ マニフェストに虚偽の記載があった場合

（報告期限：虚偽の記載があることを知った日から30日以内）



産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付（その3）

【マニフェスト運用上の留意事項】

（5） マニフェストを交付しなかった場合、又は虚偽の記載をした場合は、罰則が適用

（6） 排出事業者は、最終処分（再生され売却された場合を含む。）が終了した旨を確認

（7） 排出事業者は、マニフェストを交付した日から5年間、A票を保存する義務

また、B 2 票、D 票、E 票は、返却されてから5年間の保存義務



紙マニフェストの様式

- 右の様式は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会で作成したもの
- 右の様式その他、積替え保管用マニフェスト、建設系廃棄物マニフェスト等が販売されている
- マニフェストは、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会、一般社団法人埼玉県建設業協会等で購入可能

※ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等も石綿含有産業廃棄物と同様に記載のこと

石綿含有産業廃棄物の場合には、空欄に記載して明示します。

石綿含有産業廃棄物の場合には、その数量を記載して明示します。

排出事業者の名称・住所を記入します。

産業廃棄物の種類を記入します。

排出された事業場の名称・場所を記入します。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日 平成 年 月 日 交付番号 整理番号 交付担当者 氏名

事業場 氏名又は名称 住所 〒 電話番号 事業場 名称 所在地 〒 電話番号

産業廃棄物 種類（普通の産業廃棄物） 種類（特別管理産業廃棄物） 数量（及び単位） 荷姿

0100 燃えがら 1200 金属くず 7000 引火性廃油 7424 燃えがら（有害）

0200 汚泥 1300 ガラス類（くず） 7010 引火性廃油（有害） 7425 廃油（有害）

0300 廃油 1400 鉱さい 7100 強酸 7426 汚泥（有害）

0400 廃酸 1500 がれき類 7110 強酸（有害） 7427 廃酸（有害）

0500 廃アルカリ 1600 家畜のふん尿 7200 強アルカリ 7428 廃アルカリ（有害）

0600 廃プラスチック類 1700 家畜の死体 7210 強アルカリ（有害） 7429 ばいじん（有害）

0700 紙くず 1800 ばいじん 7300 感染性廃棄物 7430 13号廃棄物（有害）

0800 木くず 1900 13号廃棄物 7410 PCB等 備考・通信欄

0900 繊維くず 7421 廃石綿等

1000 動植物性残さ 7422 指定下水汚泥

1100 ゴムくず 7423 鉱さい（有害）

中間処理 管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）

最終処分 名称／所在地／電話番号

運搬受託者 氏名又は名称 住所 〒 電話番号 運搬先（処分事業場） 名称 所在地 〒 電話番号

処分受託者 氏名又は名称 住所 〒 電話番号 積替え保管 名称 所在地 〒 電話番号

運搬担当者 氏名 受領印 運搬終了年月日 年 月 日 有価物 数量（及び単位）

処分担当者 氏名 受領印 処分終了年月日 年 月 日 最終処分 終了年月日 年 月 日

最終処分を行った場所 名称／所在地／電話番号（委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号）

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会

照会確認 B2票 平成 年 月 日 D票 平成 年 月 日 E票 平成 年 月 日

中間処理された産業廃棄物の処理を委託する場合のみ使用する欄です。

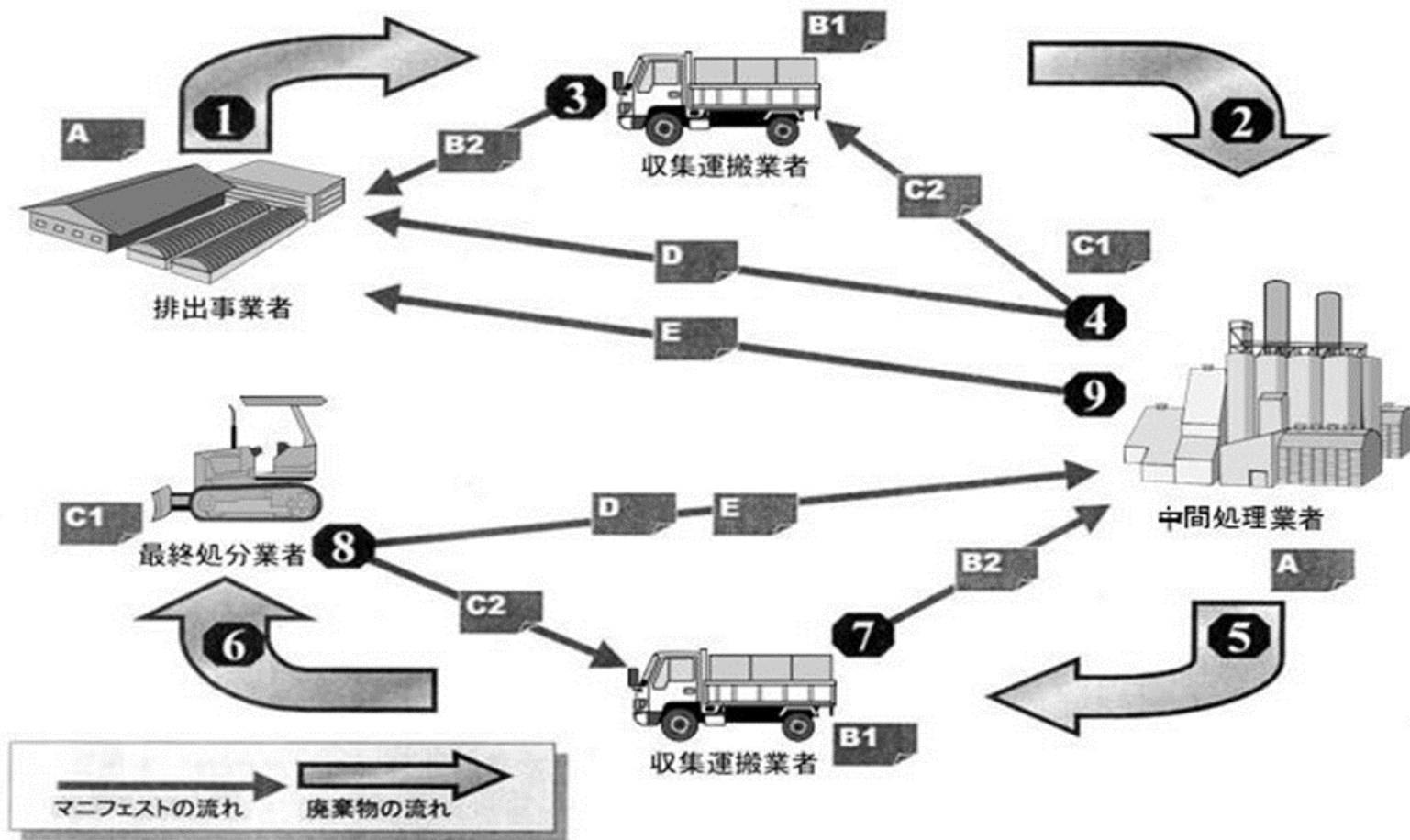
中間処理された後に最終処分される場所を記入します。

処分業者の名称・住所を記入します。

収集運搬業者の名称・住所を記入します。

見本

紙マニフェストの流れ



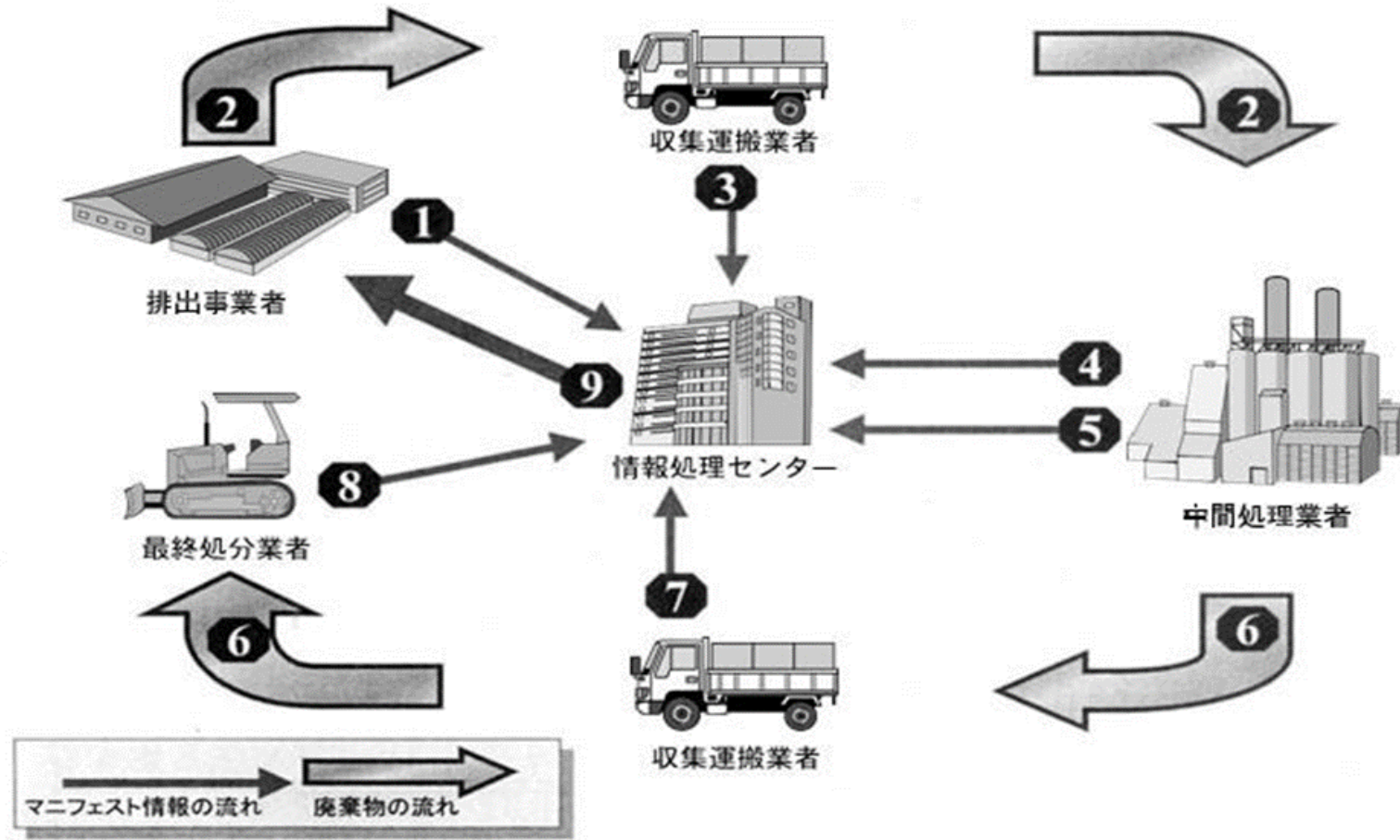
● 紙マニフェストの流れについて

- ① 【交付】 排出事業者が廃棄物の引渡しと同時に B 1 ～ E 票を収集運搬業者に交付し、**A 票を手元に保存**
- ② 【回付】 収集運搬業者は運搬終了後 C 1 ～ E 票を中間処理業者に回付し B 1 票を手元に保存
- ③ 【送付】 収集運搬業者は、運搬が終了した旨を記載し、B 2 票を排出事業者に送付
- ④ 【送付】 中間処理業者は、中間処理終了後、処理が終了した旨を記載し、C 2 票を収集運搬業者に、D 票を排出事業者に送付 また、C 1 票を手元に保存。E 票は⑨まで保管
- ⑤ 【交付】 中間処理業者は、中間処理廃棄物の引き渡しと同時に新たなマニフェストの B 1 ～ E 票を収集運搬業者に交付し、A 票を手元に保存
- ⑥ 【回付】 収集運搬業者は、運搬終了後、C 1 ～ E 票を最終処分業者に回付し、B 1 票を手元に保存
- ⑦ 【送付】 収集運搬業者は、運搬が終了した旨を記載し、B 2 票を中間処理業者に送付
- ⑧ 【送付】 最終処分業者は、処分終了後、処分が終了した旨を記載し、C 2 票を収集運搬業者に、D 票及び E 票を中間処理業者に送付 また、C 1 票を手元に保存
- ⑨ 【送付】 中間処理業者は、⑧の後、④で保管していた E 票に最終処分が終了した旨を記載して排出事業者を送付

※ なお、**排出事業者は A 票と送付された B 2、D、E 票の 5 年間の保存義務**



電子 manifests の流れ



● 電子マニフェストの流れについて

- ① 【マニフェスト登録】 排出事業者は、廃棄物の引き渡し後3日以内にマニフェスト情報の内容を情報処理センターに登録
- ② 収集運搬業者が、廃棄物を中間処理業者まで運搬
- ③ 【運搬終了報告】 収集運搬業者は、運搬終了後、運搬が終了した旨を情報処理センターに登録
- ④ 【処分（中間処理）終了報告】 中間処理業者は、中間処理終了後、処分が終了した旨を情報処理センターに登録
- ⑤ 【マニフェスト登録】 中間処理業者は、中間処理後の廃棄物の引き渡し後3日以内に新たなマニフェスト情報の内容を情報処理センターに登録
- ⑥ 収集運搬業者が、廃棄物を最終処分業者まで運搬
- ⑦ 【運搬終了報告】 収集運搬業者は、運搬終了後、運搬が終了した旨を情報処理センターに登録
- ⑧ 【処分（最終処分）終了報告】 最終処分業者は、最終処分終了後、処分が終了した旨を情報処理センターに登録
- ⑨ 【通知】 情報処理センターは、運搬や処分の通知、報告期限切れ情報を随時通知



電子マニフェストについて

- 電子マニフェストを利用する場合、**排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者**が電子マニフェストに加入する必要
- 加入にあたっては**情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）**に確認のこと
- 電子マニフェストのメリットは、次のとおり
 - ① パターン処理、情報の集計等の活用による**事務の効率化**
 - ② マニフェスト情報の保存を情報処理センターが行うため、**マニフェストの保存が不要**
 - ③ 電子マニフェスト登録分について産業廃棄物管理票**交付等状況報告書の提出が不要**
 - ④ マニフェストの記載漏れや偽造の防止、処理終了報告の確認期限の自動通知などによる**法令遵守に効果**



8 帳簿の記載

次の排出事業者は、環境省令で定める事項を記載した帳簿を、**事業場ごと**に備え、**5年間保存**の義務（法施行令第6条の4、法第12条の2第14項）

- （１） 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している者
- （２） （１）以外の産業廃棄物焼却施設を設置している者
- （３） 産業廃棄物を生ずる事業場で自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う者
- （４） 特別管理産業廃棄物を自ら処理している者



9 処理状況に関する確認

産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、**処理状況の確認を行う努力義務**（法第12条第7項、法第12条の2第7項）

【確認方法の例】

- 処理施設への実地確認
- 処理施設の公表情報確認
- 処理事業者からの情報聴取



10 処理困難通知

産業廃棄物処理業者から、委託している産業廃棄物の処理が困難となった場合に処理困難通知を受けることがある
(法第14条第13項、法第14条の4第13項)

- 排出事業者は、**処理困難通知を受け、引き渡した産業廃棄物のマニフェストの送付を受けていないときは**、速やかに委託している産業廃棄物の**処理状況を把握**するとともに、**適切な措置**を講じる義務
(法第12条の3第8項)
- 排出事業者は、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために**必要な措置を講じ**、通知を受けた日から**30日以内に知事あて報告**する義務
(法施行規則第8条の29)



1 1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理

（その

1）

PCB廃棄物の保管及び処理については、廃棄物処理法及びPCB特措法で規制されており、すべてのPCB廃棄物は令和9年3月31日までに処分を終了

- PCBは、電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、様々な用途に利用されていたが、毒性が極めて強いため、現在は製造、輸入ともに禁止
- PCB廃棄物には、次のものが該当
 - 1 機器等に使用された廃PCB油
 - 2 不用のPCB使用トランス・コンデンサ・リアクトル、PCBを含む絶縁油・熱媒体等
 - 3 PCB汚染物
 - 4 PCBが塗布された廃感圧複写紙、PCBが付着した布や容器、PCBに汚染された汚泥等
 - 5 PCB処理物
 - 6 廃PCBを処理したもので廃油（0.5mg/kgを超えるもの）、廃酸・廃アルカリ（0.03mg/kgを超えるもの）に該当するもの



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理（その２）

- PCB廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当
- 保管にあたっては特別管理産業廃棄物**保管基準**（法第12条の2第2項）を遵守する必要
また、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要

【PCB廃棄物の**保管基準**】

- （１） 周囲に囲いを設けること
- （２） 掲示板を設けること(右に例示)
- （３） PCB廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発生しないようにすること
- （４） 保管の高さを守ること
- （５） ねずみ・蚊・はえ等を発生させないこと
- （６） **他の物が混入するおそれのないようにすること**
- （７） **揮発の防止、高温にさらされないために必要な措置を講じること**
- （８） PCB汚染物、処理物は**腐食を防止**すること

特別管理産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃PCB等
管理責任者氏名・名称	管理部長 ○○○○
管理者連絡先	管理部管理課 内線××××
注意事項等	関係者以外立禁止移動、持出禁止

※ 掲示板の大きさは、縦横それぞれ
60cm以上



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理（その3）

- PCB廃棄物は、含有又は付着したPCB濃度により「高濃度PCB廃棄物」と「低濃度PCB廃棄物」に分類され、それぞれ処理方法が異なる

【高濃度PCB廃棄物】

PCB濃度が0.5%(=5,000ppm)を超えるもの

（なお、橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のPCB汚染物については、PCB濃度が100,000ppm以下であれば低濃度PCB廃棄物）

- 高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別可（詳細は、各メーカーに問合せるか、[一般社団法人日本電機工業会のホームページ](#)を参照）
- 高濃度PCB廃棄物に該当する変圧器・コンデンサーの処分期限は令和4年3月31日
高濃度PCB廃棄物に該当する安定器・汚染物等の処分期限は令和5年3月31日
処分期限が過ぎて新たに発見した場合は埼玉県産業廃棄物指導課に連絡



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理（その４）

【低濃度PCB廃棄物】

PCB濃度が、5,000ppm以下であり、かつ、0.5ppmを超えるもの
（PCB濃度が0.5ppm以下のものは、PCB廃棄物に該当せず）

- 低濃度PCB廃棄物かどうかの判別は、PCB濃度の測定や電気機器に取り付けられた銘板の確認などの方法による
- 低濃度PCB廃棄物の処分期限は令和 9 年 3 月 3 1 日
- 低濃度PCB廃棄物は、国が認定した無害化処理認定施設等で処分
- 環境省のホームページに認定を受けた施設の一覧が掲載



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理（その5）

- PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年度、保管及び処分状況について届出が必要
- PCB廃棄物の譲渡はPCB特措法により原則禁止
県では要領を作成しており、一定の要件を満たしている場合、例外的に譲渡を認めている
譲渡にあたっては譲渡申請書の提出が必要
- 現在使用中のPCB含有電気機器についても、将来、PCB廃棄物となるため、期限内に処理する必要

PCB含有の有無の判別方法や処分先などの詳細は、
埼玉県産業廃棄物指導課のサイト

（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/pcb/pcbnituite.html>）⁴⁵ を参照



Ⅲ 必要な報告・届出等

- 1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書
- 2 多量排出事業者の処理計画書、処理計画実施状況報告書
- 3 産業廃棄物処理実績報告書
- 4 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置
- 5 PCB廃棄物の保管及び処分状況の届出
- 6 産業廃棄物保管場所の届出制度について



Ⅲ 必要な報告・届出等

1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者は、マニフェストの交付等の状況について、知事に報告しなければならない（法第12条の3第7項）

- マニフェストの交付者は、排出事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に於いて交付したマニフェストの交付等の状況について、知事に報告（法施行規則第8条の27）

※マニフェストを1枚も交付していない場合は、報告不要

- 電子マニフェストを利用する場合には、情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）が知事に報告するので、報告書の提出は不要



2 多量排出事業者の処理計画書、処理計画実施状況報告書 (その

1事業活動に伴い、多量に産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量等の計画（**処理計画書**）を作成し、知事あて報告しなければならない
また、その計画の**実施状況**についても、**知事あて報告**

（法第12条第9項、第10項、第12条の2第10項、第11項）

- **多量排出事業者**とは、前年度の産業廃棄物発生量が**1,000 t 以上**又は特別管理産業廃棄物発生量が**50 t 以上**の事業場を設置している事業者（法施行令第6条の3、第6条の7）
- 多量排出事業者は、**下記事項**を記載した処理計画書を当該年度の6月30日までに、実施状況報告書を翌年度の**6月30日まで**に知事あてに提出
（法施行規則第8条の4の5、第8条の17の2）

【記載事項】

（1）計画期間 （2）事業に関する事項 （3）産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する

事項 （4）産業廃棄物の排出の抑制・分別・再生利用・処理に関する事項



多量排出事業者の処理計画書、処理計画実施状況報告書（その2）

【条例対象事業者】

- （1） 事業所の従業員数が300人以上の製造業者
 - （2） 一事業所の従業員数が100人以上又は資本金5,000万円以上の建設業者
 - （3） 施設処理能力が30,000m³/日以上の水浄水場管理者及び30,000m³/日以上の下水道終末処理場管理者
- 条例の規定に基づく報告も、埼玉県ホームページで公表（条例第21条）
 - 多量排出事業者は、環境負荷低減主任者の選任を義務付け
選任届出書の知事への提出が必要
環境負荷低減主任者が行う管理業務（条例第111条、第112条）
 - 処理計画等の作成、進行管理及び実施の状況の報告に関する事
 - 従業員に対する環境への負荷の低減に関する教育に関する事
 - 事業活動に係る環境に関する情報の収集に関する事
 - 事故その他緊急時における体制の整備に関する事
 - 法に該当している場合は条例の処理計画書の提出や環境負荷低減主任者の選任は不要



3 産業廃棄物処理実績報告書

- 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（Ⅳ－3 「処理施設の許可」 参照）を設置している事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、知事に報告しなければならない



4 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、**特別管理産業廃棄物管理責任者**を置かなければならない（法第12条の2第8項）

- 特別管理産業廃棄物管理責任者は、法施行規則第8条の17に規定する**資格が必要**
- 資格のうち、法施行規則第8条の17第1号ハ及び同条第2号リに規定される「同等以上の知識を有すると認められる者」には、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する**講習会**」の**修了者**が該当講習会の受講は、埼玉県では一般社団法人**埼玉県環境産業振興協会**で受け付け
- 特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物を生ずる**事業場ごとに設置**
- 事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の**設置、変更又は廃止**した日から**30日以内**に知事に**報告**（法施行細則第14条第1項）
- 報告書を提出する際は、特別管理産業廃棄物管理責任者の**資格を証する書類**（講習会の修了証等）の写しを添付



5 PCB廃棄物の保管及び処分状況の届出

PCB廃棄物を保管している事業者は、保管及び処分状況について届け出なければならない

- PCB廃棄物を保管している事業者は、保管している事業場ごとに毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における**PCB廃棄物の保管及び処分状況を知事に届け出**（PCB特措法第8条）
- PCB廃棄物を保管する事業場に変更があった場合には、**変更があった日から10日以内**に、変更前と変更後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に**届け出**（PCB 特措法施行規則第5条）
- 埼玉県内で保管事業場を変更する場合は、変更前と変更後の事業場の所在地を管轄する環境管理事務所に届出書を提出
- 相続、合併又は分割により、**事業者の地位を承継**した者は、承継のあった日から**30日以内に知事に届け出**（PCB特措法第12条第2項）



6 産業廃棄物保管場所の届出制度について (その1)

産業廃棄物を発生した事業場の外で保管する場合は、事前に届出する義務がある (法第12条第3項、第12条の2第3項)

- 届出の対象となる廃棄物、保管及び届出事項は以下のとおり
(法施行規則第8条の2の2から第8条の2の4、第8条の13の2から第8条の13の5)

【対 象】

(1) 対象となる廃棄物 ... 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物

(2) 対象となる保管 ... 300m³以上の保管場所で行う保管

※ 産業廃棄物処理業者が許可を受けた施設で行う保管行為や、PCB特別措置法に基づき届出が行われている保管行為については、届出の必要なし



6 産業廃棄物保管場所の届出制度について (その2)

【届出事項】

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 保管の場所に関する次に掲げる事項
 - ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類
 - エ 保管の高さ、保管量
- ③ 保管の開始年月日
- ④ 添付書類
 - ア 「保管場所の使用権原」があることを証する書類
 - イ 保管場所の平面図
 - ウ 保管場所付近の見取図



IV 産業廃棄物の処理業・ 処理施設設置の許可

- 1 収集運搬業・処分業の許可
- 2 優良産廃処理業者認定制度
- 3 処理施設の許可



IV 産業廃棄物の処理業・処理施設設置の許可

1 収集運搬業・処分業の許可（その1）

産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない

- 他人の廃棄物を受託し、収集運搬や処分（焼却、破碎、埋立など）を業として行う場合は、あらかじめ知事の許可が必要（法第14条第1項、第6項、法第14条の4第1項、第6項）
- 処理業には、普通の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、それぞれ収集運搬業と処分業の許可があり、次の4種類の許可に分類される
 - ① 産業廃棄物収集運搬業（法第14条第1項）
 - ② 産業廃棄物処分業（法第14条第6項）
 - ③ 特別管理産業廃棄物収集運搬業（法第14条の4第1項）
 - ④ 特別管理産業廃棄物処分業（法第14条の4第6項）



1 収集運搬業・処分業の許可 (その2)

- 許可は4種類に分類されているため、特別管理産業廃棄物の「廃酸」の収集運搬業の許可を取得していても、**別途、普通の産業廃棄物の「廃酸」の許可がなければ普通の産業廃棄物の「廃酸」の収集・運搬は不可**
- 処分業は、中間処理業（焼却、破碎など）と最終処分業（埋立てなど）
- 許可証には、**許可の期限・取扱い可能な産業廃棄物の種類・施設の所在地等**が記載



1 収集運搬業・処分業の許可（その3）

産業廃棄物処理業の許可を取得するには、「申請者が**欠格要件に該当していないこと**」及び「申請が**許可の基準に適合していること**」の二つの要件を満たすことが必要（法14条第5項、第10項、法14条の4第5項、第10項）

- 欠格要件とは、破産者、禁錮以上の刑に処せられ5年を経過しない者、廃棄物処理法の規定に違反し罰金刑に処せられ5年を経過しない者、暴力団員に該当する者などと規定されていて、該当者には許可されない
- 「許可の基準」は、「**事業の用に供する施設**」及び「**申請者の能力**」がその事業を的確かつ継続して行うに足りることの二つ
- 「事業の用に供する施設」とは、収集運搬業においては運搬車両、運搬容器等
処分業においては焼却施設、中和施設、破碎施設、保管施設等が該当



1 収集運搬業・処分業の許可（その4）

- 「申請者の能力」とは、「知識及び技能」と「経理的基礎」を有すること
（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの講習会修了証の交付を受けた者は知識及び技能を有する者とみなされる
- 「経理的基礎」とは、申請者が事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎と規定
債務超過の状態にある申請者については許可基準に適合しない者とみなされる
- 廃棄物処理業の許可は、5年ごとに更新許可を受けなければ失効



2 優良産廃処理業者認定制度 (その1)

都道府県知事等は、**優れた能力と実績**を有する産業廃棄物処理業者を**申請に基づき認定**することができる

- 排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理委託をすることを促進するために設けられた制度
- 事業の実施に関し優れた能力と実績を有する産業廃棄物処理業者を申請に基づき都道府県知事等が認定することができる制度
- 優良認定業者には、優良な産業廃棄物処理業者である旨を記載した許可証が交付
- 産業廃棄物処理業者の許可は通常5年毎に更新許可を受けなければ失効するところ、**優良認定業者は7年**



2 優良産廃処理業者認定制度 (その1)

- 都道府県知事等が認定する際の基準（「優良基準」という。）は、以下のとおり

【優良基準】

- ① 遵法性に係る基準
- ② 事業の透明性に係る基準
- ③ 環境配慮の取組みに係る基準
- ④ 電子マニフェストに係る基準
- ⑤ 財務体質の健全性に係る基準



3 処理施設の許可

- 法令に定められた一定規模以上の産業廃棄物処理施設を設置しようとするときは、知事の許可が必要（法第15条第1項）
- 処理施設には、法令で定められた構造基準・維持管理基準が適用
- 産業廃棄物処理施設において事故が発生した場合、事故の状況や講じた措置の概要を知事あての報告が必要（法第21条の2）
- 産業廃棄物処理施設（焼却施設、廃水銀等の硫化施設、石綿熔融施設、PCB処理施設及び最終処分場に限る。）の設置者は、維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する義務
（法第15条の2の3第2項）



産業廃棄物処理施設（その１）

- （１） 汚泥の脱水施設 （処理能力が $10\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの）
- （２） 汚泥の乾燥施設 （処理能力が $10\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの）
汚泥の天日乾燥施設 （処理能力が $100\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの）
- （３） 汚泥の焼却施設 イ （処理能力が $5\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの）
 - ロ （処理能力が $200\text{kg}/\text{時}$ 以上のもの）
 - ハ （火格子面積が 2m^2 以上のもの）

※ 処理能力や火格子面積がいずれかに該当すれば産業廃棄物処理施設に該当

- （４） 廃油の油水分離施設 （処理能力が $10\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの）
- （５） 廃油の焼却施設 イ （処理能力が $1\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの）
 - ロ （処理能力が $200\text{kg}/\text{時}$ 以上のもの）
 - ハ （火格子面積が 2m^2 以上のもの）

※ 処理能力や火格子面積がいずれかに該当すれば産業廃棄物処理施設に該当



産業廃棄物処理施設（その２）

- （６） 廃酸、廃アルカリの中和施設 （処理能力が 50m³/日を超えるもの）
- （７） 廃プラスチック類の破碎施設 （処理能力が 5t/日を超えるもの）
- （８） 廃プラスチック類の焼却施設 イ （処理能力が 100kg/日を超えるもの）
ロ （火格子面積が 2m²以上のもの）

※ 処理能力や火格子面積がいずれかに該当すれば産業廃棄物処理施設に該当

- （８の２） 木くず又はがれき類の破碎施設 （処理能力が 5t/日を超えるもの）
- （９） 有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設
- （10） 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- （10の２） 廃水銀等の硫化施設
- （11） 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設



産業廃棄物処理施設 (その3)

(11の2) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

(12) 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設

(12の2) 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設

(13) PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設

(13の2) 産業廃棄物の焼却施設（（3）、（5）、（8）、（12）を除く）

イ 処理能力が200kg/時以上のもの

ロ 火格子面積が2m²以上のもの

※ 処理能力や火格子面積がいずれかに該当すれば産業廃棄物処理施設に該当

(14) イ 特定有害産業廃棄物の最終処分場（しゃ断型）

ロ 安定型産業廃棄物の最終処分場（安定型）

ハ イ、ロ以外の産業廃棄物の最終処分場（管理型）



V 焼却禁止・投棄禁止・措置命令

- 1 焼却禁止
- 2 投棄禁止
- 3 措置命令



1 焼却禁止

何人も「焼却禁止の例外」を除き、**廃棄物を焼却してはならない**
(法第16条の2)

- 違反した場合には**罰則の対象**(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、さらに**法人に対しては3億円以下の罰金**)
- **不法焼却未遂や不法焼却をする目的で**廃棄物を収集・運搬した者も罰則の対象
(法第25条第2項及び第26条第6号)
- 「焼却禁止の例外」は、廃棄物処理法施行令で規定
- 以下のような場合は例外的に焼却が認められる
 - ① 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従って行う場合（基準に適合した焼却炉で焼却する場合など）
 - ② 他の法令に従って行う場合（家畜伝染病予防法に従って患畜を焼却する場合など）
 - ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるもの（農家が稲わらを燃やす場合など）



2 投棄禁止

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない（法第16条）

- 違反した場合には罰則の対象
(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人に対して3億円以下の罰金)
- 不法投棄未遂や不法投棄をする目的で廃棄物を収集・運搬した者も罰則の対象
(法第25条第2項及び法第26条第6号)



3 措置命令 (その1)

- 不法投棄等（保管基準又は処理基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集・運搬又は処分）が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事等は、期限を定め、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第19条の5）
- 措置命令は、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための制度
- 措置命令に違反した場合には罰則の対象となる(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらを併科)



3 措置命令 (その2)

【措置命令の対象者】

- ① 当該保管、収集・運搬又は処分（不法投棄等）を行なった者
- ② 不適正な委託により当該収集・運搬又は処分が行われたときは、その委託をした者
- ③ 当該収集・運搬又は処分の行程でマニフェストに関する義務に違反した者
 - ア マニフェストを交付又は登録しない者
 - イ 規定された記載事項を記載せず、又は虚偽の記載をして紙マニフェストを交付した者
 - ウ 紙マニフェストの写しを送付せず、又は規定された記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして紙マニフェストの写しを送付した者
 - エ マニフェストを回付しなかった者
 - オ 紙マニフェスト又は紙マニフェストの写しを保存しなかった者
 - カ 処理困難通知があった場合やマニフェストの確認義務に違反し、適切な措置を講じなかった者



3 措置命令 (その3)

【措置命令の対象者】

キ 紙マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けた者

ク **電子マニフェスト**を情報処理センターに登録する場合において、報告せず又は虚偽の

報告をした者又は虚偽の登録をした者並びに確認義務に違反し適切な措置を講じなかった者

④ ①～③の者が建設工事にかかる下請負人の場合には、**元請業者**

⑤ 当該処分等に**関与した者**（規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは

唆し、又は不適正処分等をするのを助けた者）



VI 産業廃棄物処理業の許可の取り消し等

許可の取り消し及び事業の停止

都道府県知事等は、産業廃棄物処理業者が廃棄物処理法又は同法に基づく処分に違反した場合や許可の基準に適合しなくなった場合は、その許可を取り消し、又は一定の期間を定めてその事業活動の全部若しくは一部の停止を命ずることができる

(法第14条の3、第14条の3の2、第14条の6)



- 都道府県知事等は、処理業者が欠格要件等に該当するときは、その許可を取り消さなければならない→ 「許可の取消し」が都道府県知事等の義務

(法第14条の3の2第1項、法第14条の6)

具体的には、次のような場合

- ① 欠格要件（法第14条第5項第2号イからへまでのいずれか：破産者、禁錮以上の刑に処せられ5年を経過しない者、廃棄物処理法の規定に違反し罰金刑に処せられ5年を経過しない者、暴力団員に該当する者など）に該当するに至った場合
- ② 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときに該当し、情状が特に重い場合
- ③ 事業の停止命令に違反した場合
- ④ 不正の手段により産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可を受けた場合



- 許可を取り消すことができる場合（法第14条の3の2第2項、法第14条の6）

① その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が、その事業を的確にかつ継続し

て行うに足りるものとして定められた基準に適合しなくなった場合

② 許可に付した生活環境上必要な条件に違反した場合

- 事業の全部又は一部の停止を命ずることができる場合（法第14条の3、法第14条の6）

① 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しく

は唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けた場合

② その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が、その事業を的確にかつ継続し

て行うに足りるものとして定められた基準に適合しなくなった場合

③ 許可に付した生活環境上必要な条件に違反した場合



VII 罰 則

廃棄物処理法の違反には、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金などの厳しい罰則が定められている（法第25条～第34条）



罰則の主なものは、以下のとおり （その１）

- 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金

- 産業廃棄物処理業の無許可営業
- 産業廃棄物処理施設の無許可設置
- 事業停止命令違反、措置命令違反、委託基準違反（無許可処理業者への委託等）
- 名義貸し禁止違反
- 投棄禁止違反
- 焼却禁止違反 など

※ このうち、産業廃棄物処理施設の無許可設置、委託基準違反（無許可処理業者への委託等）、投棄禁止違反、焼却禁止違反などに、排出事業者は特に注意が必要

※ 保管基準違反や処理基準違反は直ちに罰則の対象とはならないが、改善命令を受けたにもかかわらず命令に従わなかった場合に罰則が適用（間接罰）

これに対し、委託基準違反は改善命令を受けなくとも直接に罰則の対象（直接罰又は直罰）

※ 処理業者に処理委託を行う排出事業者は委託基準違反が直接罰である点に注意



罰則の主なもの（その2）

- 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
委託基準違反（マニフェスト不交付等）、改善命令違反など
※ 委託契約書を作成しない、マニフェストを交付しないなどの委託基準違反、改善命令違反などについて、**排出事業者は特に注意**
- 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金
マニフェストの虚偽記載など
- **不法投棄**や**不法焼却**については、**未遂の者等**に対しても**罰則**が適用
- 従業員が違反行為をした場合は、その従業員はもとより、その法人にも罰則（**両罰規定**）
- 特に、① 不法投棄、② 不法焼却、③ 無許可営業等については、法人に対する罰金
の上限を、違反した従業員より高くしている（**法人重課**）

た 》

《 お疲れさまでし⁷⁷

